

「労働災害等リスク発生時の対応」研修会 理解度確認シート 解答

本日は、研修会にご参加ありがとうございました。

本日の研修内容に関する理解度について、ご自身で確認するためのシートを作成しました。

設問中の 内に入る最も適切な語句を下記の 内の選択肢から選んで下さい。

解らなかった設問には、各自でもう一度テキストをご確認下さい。

解答は、すべてテキスト内に掲載されています。

【重篤災害発生当日の対応に関して】

設問1. 生死に関わる オ 災害の場合は、雇用主が、迷わず、すぐに家族に連絡する

設問2. 救急車の一番重要な目的は、 キ 安全に搬送することにある

設問3. 災害発生初動対応時、 ク 担当者は、情報の種類を判別して、社長に的確に伝達することと、集まった情報を集約することに専念する。

設問4. 死傷病報告は、 カ が判明してから、監督署に提出する。

ア. 重症 イ. 総務 ウ. 最優先で エ. 報告者 オ. 重篤 カ. 災害発生状況
キ. 容態が悪化しないよう ク. 現場情報統制 ケ. 安全

【重篤災害発生2日目～示談までの対応に関して】

設問5. 労働災害における監督署の捜査の流れは、

①労働災害の発生現場の検証・実況見分を行い、労働災害の発生状況を明らかにする。

②労安法に定められている ソ を確定する

③労安法に定められている シ を確定する

④「是正勧告書」や「指導票」の交付、場合により書類送検する

設問6. 「是正勧告書」や「指導票」の交付対象者は、 サ である。

設問7. 事情聴取を受ける時の留意点は、推測や憶測を一切交えず、事実のみを答え、 イ 以外は話さない。
供述内容に オ がないよう、事前確認すること。

設問8. 遺族への対応で最も注意すべきは、被災者本人の過失により事故が発生していても遺族側は、会社に タ という認識を持っていることを念頭に対応することです。

設問9. 遺族との示談書に記載の損害賠償額は、「 キ 」と記載してはいけない。

ア. 工事責任者 イ. 質問の回答 ウ. 現場代理人 エ. 作業標準類 オ. 食い違い
カ. 高額賠償金を求めたい キ. 逸失利益 ク. 社内規定 ケ. 虚偽 コ. 慰謝料
サ. 事業者（代表者） シ. 措置を怠っていたこと ス. 和解金 セ. 示談解決金
ソ. 措置をすべき者 タ. 大切な人を奪われた

【労災保険の基礎知識に関して】

設問10. 下請会社従業員でも、 キ 、 ウ は、元請労災保険の給付を受けられない。
この場合、労災保険の特別加入制度に加入する必要がある。

設問11. 過労死は、業務による明らかな過重負荷が加わることで疾患が発症し死亡した場合、認定されるが、 エ 、 ク という理由だけでは非該当と判断できない。

ア. 一人親方 イ. 出張先 ウ. 家族従業員 エ. 業務時間外 オ. 出向者
カ. 旅行先 キ. 役員 ク. 業務に無関係な場所

「労働災害等リスク発生時の対応」研修会 理解度確認シート 解答

本日は、研修会にご参加ありがとうございました。

本日の研修内容に関する理解度について、ご自身で確認するためのシートを作成しました。

設問中の 内に入る最も適切な語句を下記の 内の選択肢から選んで下さい。

解らなかった設問には、各自でもう一度テキストをご確認下さい。

解答は、すべてテキスト内に掲載されています。

【重篤災害発生当日の対応に関して】

- 設問1. 生死に関わる**重篤**災害の場合は、雇用主が、迷わず、すぐに家族に連絡する
- 設問2. 救急車の一番重要な目的は、**容態が悪化しないよう**安全に搬送することにある
- 設問3. 災害発生初動対応時、**現場情報統制**担当者は、情報の種類を判別して、社長に的確に伝達することと、集まった情報を集約することに専念する。
- 設問4. 死傷病報告は、**災害発生状況**が判明してから、監督署に提出する。

ア. 重症	イ. 総務	ウ. 最優先で	エ. 報告者	オ. 重篤	カ. 災害発生状況
キ. 容態が悪化しないよう	ク. 現場情報統制	ケ. 安全			

【重篤災害発生2日目～示談までの対応に関して】

- 設問5. 労働災害における監督署の捜査の流れは、
①労働災害の発生現場の検証・実況見分を行い、労働災害の発生状況を明らかにする。
②労安法に定められている**措置をすべき者**を確定する
③労安法に定められている**措置を怠っていたこと**を確定する
④「是正勧告書」や「指導票」の交付、場合により書類送検する
- 設問6. 「是正勧告書」や「指導票」の交付対象者は、事業者（代表者）である。
- 設問7. 事情聴取を受ける時の留意点は、
推測や憶測は一切交えず、事実のみを答え、**質問の回答**以外は話さない。
供述内容に**食い違い**がないよう、事前確認すること。
- 設問8. 遺族への対応で最も注意すべきは、被災者本人の過失により事故が発生していても遺族側は、会社に**大切な人を奪われた**という認識を持っていることを念頭に対応すること。
- 設問9. 遺族との示談書に記載の損害賠償額は、「**逸失利益**」と記載してはいけない

ア. 工事責任者	イ. 質問の回答	ウ. 現場代理人	エ. 作業標準類	オ. 食い違い
カ. 高額賠償金を求めたい	キ. 逸失利益	ク. 社内規定	ケ. 虚偽	コ. 慰謝料
サ. 事業者（代表者）	シ. 措置を怠っていたこと	ス. 和解金	セ. 示談解決金	
ソ. 措置をすべき者	タ. 大切な人を奪われた			

【労災保険の基礎知識に関して】

- 設問10. 下請会社従業員でも、**役員**、**家族従業員**は、元請労災保険の給付を受けられない。
この場合、労災保険の特別加入制度に加入する必要がある。
- 設問11. 過労死は、業務による明らかな過重負荷が加わることで疾患が発症し死亡した場合、認定されるが、**業務時間外**、**業務に無関係な場所**という理由だけでは非該当と判断できない。

ア. 一人親方	イ. 出張先	ウ. 家族従業員	エ. 業務時間外	オ. 出向者
カ. 旅行先	キ. 役員	ク. 業務に無関係な場所		